

ヤングケアラーとその家族に対する
包括的支援推進自治体モデル事業
に係る取り組み状況報告書
【2023 年度調査】

令和7年5月
発行：日本財団

— 目 次 —

1 調査研究実施要領	1
1-1 調査目的.....	1
1-2 自治体モデル事業の概要	1
1-3 調査項目・内容	3
1-4 モデル事業の成果を検証するための項目の整理.....	4
1-5 モニタリング指標の分析	6
2 【長崎県大村市】取り組み状況調査	13
2-1 取り組み概要	13
2-2 2023 年度(初年度)の実施状況調査	15
3 【愛媛県新居浜市】取り組み状況調査.....	26
3-1 取り組み概要	26
3-2 2023 年度(初年度)の実施状況調査	28
4 【東京都府中市】 取り組み状況調査.....	39
4-1 取り組み概要	39
4-2 2023 年度(初年度)の実施状況調査	42
5 まとめ.....	52

1 調査研究実施要領

1-1 調査目的

日本財団では、すべての子どもたちが子どもらしい時間を過ごし、子どもたちとその家族が安心して暮らせる社会の実現を目指し、ヤングケアラーとその家族に対する支援の推進を図る共同プロジェクト「ヤングケアラーとその家族に対する包括的支援推進自治体モデル事業」（以下「自治体モデル事業」という。）を実施している。

本事業を通じ、支援の成果、課題、子どもへの影響等を検証し、全国に同様の取り組みを広げていくために参考となるエビデンスの蓄積と、モデルの構築を行うことを目的に、自治体モデル事業に係る調査研究を実施する。

本 2023 年度調査においては、モデル事業開始 1 年目の 2023 年度の各自治体におけるヤングケアラー支援の実施状況を把握することを目的とする。今回初回調査より見直しをした検証項目をもとに、2023～2025 年度の事業年度ごとに各自治体におけるモデル事業の成果をとりまとめ、定期的に事業の取り組み状況を把握・分析していく。

■調査研究実施主体：日本財団

■調査研究・報告書作成委託先：三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

1-2 自治体モデル事業の概要

1-2-1 背景

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など、本人の年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで生活や学業へ影響があることから、実態の把握及び支援の強化が求められている。

2021 年 3 月、厚生労働省及び文部科学省が連携し、ヤングケアラーに関する検討を進めるため、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げた。同年 5 月には、1. 早期発見・把握、2. 支援策の推進、3. 社会的認知度の向上の 3 本を柱とした今後取り組むべき施策についてとりまとめ、福祉、介護、医療、教育の関係機関が相互に連携し、一体となってヤングケアラーへの切れ目のない支援が行われるよう、こうした取り組みを早急に実行に移していくことを発表している。

ヤングケアラー支援における各都道府県や地方自治体の役割が重要となる中、日本財団では自治体の取り組みを支援し、すべての子どもたちが子どもらしい時間を過ごし、子どもたちとその家族が安心して暮らせる環境を社会として築いていくため、ヤングケアラーとその家族に対する支援の推進を目指す自治体との連携モデル事業を実施する。

1-2-2 モデル事業概要

(1)事業目的:『気づく・つなげる・支援する』

自治体と連携し、3年間でヤングケアラーに気づき、支援先につなげ、実際に支援を提供するモデルを構築する。また、支援につなげられなかった事例についても集積し、今後の支援の検討材料とする。

(2)協定先

- 長崎県大村市
- 愛媛県新居浜市
- 東京都府中市

(3)事業開始時期

2022年1月頃～2025年度末まで(約3年間)

- 1年目:2023年1(4※)月～2024年3月末
- 2年目:2024年4月～2025年3月末
- 3年目:2025年4月～2026年3月末

※東京都府中市との協定事業は、2023年4月～

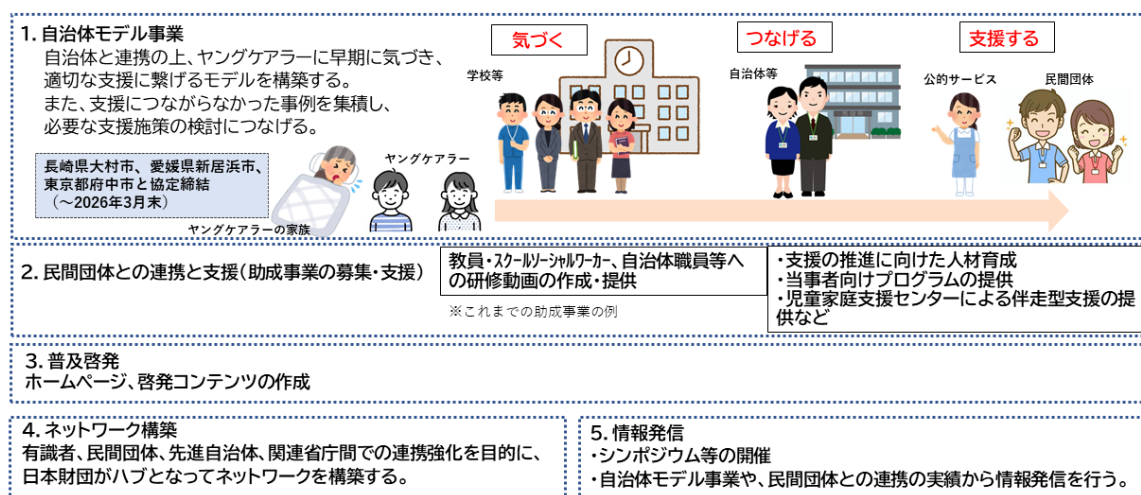
(4)実施事項

協定先の自治体地域において、下記のA)～D)の取り組みを行うことにより、ヤングケアラーを発見し、支援先に繋げ、実際に支援を提供するモデルを構築する。また、支援につなげられなかった事例について集積し、今後の支援検討の参考とする。

- A) 自治体は、ヤングケアラーに関する相談(子ども自身からの相談を含む)に対応すること。また、その相談先を明示すること。
- B) 自治体は、小・中学校に周知、協力を依頼し、教員及びスクールソーシャルワーカーに対し、ヤングケアラーの概要や支援の繋ぎ先等に関する研修を実施すること。
- C) 自治体は、ヤングケアラー支援の関係者(学校関係者、子ども福祉担当部署、地域包括支援センター、児童相談所、民間団体等を想定)によるヤングケアラー支援委員会の設置、あるいは、既存の児童福祉関係者等の集まる委員会や会議等の場において、ヤングケアラーへの支援に関し検討する機会を設け、支援の検討の場を明確化すること。
- D) 自治体は、相談窓口や協力先の学校において、ヤングケアラーの事例が報告された際に、前号で設置、または設定した委員会に繋げ、支援計画の検討及び必要な支援の提供を行うこと。

日本財団は、協定を結んだ自治体の取り組みを支援するため、3年間、自治体においてヤングケアラーとその家族に対する支援を推進する民間団体に対し、助成による活動支援を行う。

図表 1-1 日本財団による取り組み事業



1-3 調査項目・内容

1-3-1 モデル自治体による取り組み状況調査

アンケート調査を実施し、3 自治体における 2023 年度（初年度）の取り組み状況を把握した。

■アンケート調査

3 自治体のモデル事業を構成する主体（自治体、自治体と連携し支援事業等を実施する民間機関）に対し、2023 年度におけるヤングケアラー支援事業の実施状況、成果検証項目に関する現状等に関する情報・データを収集することを目的に、アンケート調査を実施した。

1-3-2 調査報告書の作成

3 自治体のモデル事業の成果検証項目・方法、2023 年度の取り組み状況を取りまとめた報告書を作成した。

1-4 モデル事業の成果を検証するための項目の整理

1-4-1 成果検証の目的

3年間にわたって実施されるモデル事業について、下記事項を明らかにすることを目的に成果検証を行う。

【成果検証の目的】

① 各モデル事業の進捗、成果の定点確認

事業の進捗・成果を定点確認することにより、成果が生じている／いない部分を浮き彫りにする。また、各年度の検証結果から、翌年度の取り組み課題の見える化を図る。

② 各モデル事業の成功事例(効果ある取り組み、実施方法等)の情報発信・共有

各自治体の取り組みにおける好事例や、課題とその克服方法を取りまとめることで、今後ヤングケアラー支援に取り組む自治体に参考となる情報を提供する。

1-4-2 成果検証の方針

成果検証の方針として、下記4点を設定した。

(1)事業工程別に成果項目を分類・体系化する

ヤングケアラーに「気づく」、「つなげる」、「支援する」という本モデル事業のフレームに基づき、事業工程別に成果項目を分類・体系化しながら、各モデル事業の進捗・成果を確認することとする。

図表 1-2 モデル事業の全体フレーム:「気づく」「つなげる」「支援する」

事業目的			
■ ヤングケアラーに気づき、支援先につなげ、実際に支援を提供するモデルを構築 ■ 支援につながった／つながらなかった事例を集積し、今後の支援検討の参考とする			
サイクル	①気づく	②つなげる	③支援する
課題	自覚がない、気づかない ・現状が普通と思い助けを求め辛い ・周囲も気づかない	支援につながらない ・適切なつなげ先がわからない ・家族全体を支援するためには多機関連携が必要	支援制度の不足 ・支援・サポート自体の不足
支援方針	ヤングケアラーに気づくための仕組みづくり	関係者間の連携強化のための取り組み	支援の提供 支援を増やすための取り組み
実施事項	・相談先の設置・明示 ・小中学校の教員、SSWへの研修実施	・ヤングケアラー支援委員会の設置 または ヤングケアラー支援検討の場の明確化	・左記委員会につなげる ・委員会で支援計画検討、支援提供を行う

(2)各モデル自治体の取り組み内容や目標を踏まえた構成・項目とする

3つのモデル自治体(長崎県大村市、愛媛県新居浜市、東京都府中市)の事業内容・取り組みを十分に把握した上で、個別のモデル事業の活動範囲を網羅しつつ、モデル事業間で共通する取り組みも踏まえながら、成果項目を設定した。

(3)モデル自治体事業の経年変化の把握を主目的とする

各モデル自治体に取り組む事業の経年変化を把握することを主目的とした¹。

(4)定量指標を中心に、定性情報も含める

各モデル自治体事業の取り組み状況の把握に必要な情報や継続的に取得できる情報(相談窓口への相談件数、自治体に報告される児童数、支援計画の作成件数等)については定量指標(データ)により把握するとともに、各モデル自治体事業の特徴や研修の効果、周知啓発の取り組み等について、定性情報により把握した。

¹ 成果項目構成上は、3つのモデル自治体間の横断比較も可能に見えるが、各自治体でヤングケアラーに関する課題や取り組み内容が異なること、取得できる情報・データ等の定義が異なること等から、単純に自治体間比較を行うことはできない。

1-5 モニタリング指標の分析

1-5-1 初回調査からの指標の変更点について

(1) モデル事業の成果を検証するための項目の整理

初回調査においては、「成果指標」との文言を使用していたが、事業の進捗や実施状況を関係者で把握・分析するためのものであり、数値目標を設けるものではない、ということを明確にするために、2023 年度(初年度)調査より、「成果指標」ではなく、「モニタリング指標」との文言へ変更している。

(2) 指標区分、視点の追加

2023 年度(初年度)調査で用いる「モニタリング指標」において、指標項目の位置づけをより明確にするために、各指標項目について、インプット、アウトプット、アウトカム(成果)の 3 つの指標区分に整理している。それぞれの本調査における定義は以下の通りである²。

インプット(投入): 事業に投入される達成手段(予算、人員等)
アウトプット(活動結果): (インプットを用いて)直接実施した実績
アウトカム(成果): アウトプットによって、あらかじめ設定したターゲットに発生する効果

また、指標項目の分類として、①活動実績、②事業基盤、③意識、④実際のケース事例の 4 つの視点で分類をしている。

(3) 新規指標項目の追加

初回調査から 2023 年度(初年度)調査において、市民や子どもに向けた周知啓発の活動や、ヤングケアラーに対する認知度の高まりを把握するために、新規項目として、「市民の YC 周知に向けた活動」、「市民の YC 認知度」、「子どもにおけるヤングケアラーの認知や理解」を追加した。

上記の新規項目の追加のほか、継続項目についても、事業の進捗や実施状況をより把握しやすくするために、項目の見直し、修正を行っている。

² 参考資料 文部科学省文化審議会第 17 期文化政策部会(第 1 回)「資料 2-2 政策評価と行政事業レビューの連携について」(令和元年 6 月 14 日開催)
https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/2019/06/_icsFiles/afieldfile/2019/06/13/1418012_04.pdf

1-5-2 モニタリング指標比較表

2023 年度(初年度)調査において用いたモニタリング指標項目は次の通りである。初回調査で用いた指標項目は図表 1-3の通りである。

図表 1-3 (2023 年度(初年度)調査)モニタリング指標項目一覧

分野	指標区分	視点	指標項目	備考	定量 データ	3市 共通
事業全体	アウトプット	②事業基盤	YC 支援で連携・協力できている組織、 団体、庁内部署	会議体に参加している組織、団体のみに限らない		●
気づく	アウトプット	①活動実績	研修会の開催回数		○	●
	アウトプット	①活動実績	研修の参加者数(各回・対象ごと)		○	●
	アウトカム	③意識	研修会の効果	受講者へ簡易なアンケートを実施できる場合 (無理に数値的にとらず、感想などの自由意見 でよい)	△	●
	インプット	②事業基盤	相談窓口の体制	・人員数 ・相談員の資格等		●
	アウトプット	①活動実績	相談窓口への相談件数 (モデル事業内での件数)	合計数(延べ件数) 窓口の種類(電話、SNS、対面等)ごとの内訳 相談ルートごとの内訳	○	●
	アウトプット	①活動実績	市民の YC 周知に向けた活動(*新規)	広報誌等での発信、チラシを配布、ポスター掲 示等の周知に係る活動		●
	アウトカム	③意識	市民の YC 認知度(*新規)	(アンケート調査等を実施する予定があれば)	○	
	アウトカム	③意識	こどもにおけるヤングケアラーの認知や 理解(*新規)	ヤングケアラーの認知度や出前授業などでヤン グケアラーについて学んだ後のヤングケアラー	△	

分野	指標区分	視点	指標項目	備考	定量 データ	3市 共通
つなげる				への理解の深まりなど(出前授業等を実施する場合。授業の感想等から)		
	アウトプット	①活動実績	自治体に報告される児童数(YC 以外含む)		○	●
	アウトプット	①活動実績	YC と思われる児童数	内訳として、モデル事業経由の児童数を報告	○	●
	アウトプット	①活動実績	YC と判断した児童数	内訳として、モデル事業経由の児童数を報告	○	●
	アウトプット	①活動実績	YC と判断した要対協登録児童数	内訳として、モデル事業経由の児童数を報告	○	●
	アウトプット	②事業基盤	YC 支援に関する関係者・部署との情報共有の体制	・個別ケース検討会議で情報共有する関係者 ・個別ケース検討会議以外の YC 固有の会議体がある場合は、会議体名と位置づけ、開催回数等		●
	—	④実際のケース事例	要対協に登録した YC の背景	幼いきょうだいの世話、家族の介護等の、YC になっている背景(YC の分類別人数)	○	●
支援する	アウトプット	①活動実績	YC 児童に関する支援計画※の作成件数	※要支援、要保護児童となった際に作成する支援計画	○	●
	アウトプット	①活動実績	YC 児童に関するサポートプラン※の作成件数	※支援者がこどもや保護者の意向を聞きながら作成した計画	○	●
	アウトプット	①活動実績	YC 児童に関して、支援計画、サポートプラン以外の計画※作成件数	※YC 支援で上記の支援計画、サポートプラン以外の類似の計画を作成している場合の件数	○	●
	アウトプット	①活動実績	支援計画等の策定に至らない児童に対する対応			
	アウトプット	①活動実績	YC と判断した児童のうち、支援(介入・		○	●

分野	指標区分	視点	指標項目	備考	定量 データ	3市 共通
			諸手続き等の具体的なサポート)を行えたケース数			
	アウトプット	①活動実績	要対協登録児童数のうち、話ができている YC 支援対象児童数		○	●
	アウトプット	①活動実績	要対協登録児童数のうち、話ができている YC 支援対象家族数		○	●
	インプット	②事業基盤	(居場所)運営体制	設置箇所数、運営主体、人員(人員数、資格保持)等		
	アウトプット	①活動実績	(居場所)運営状況	開設時間、実施内容等		
	アウトプット	①活動実績	(居場所)利用者数(YCに限らない)	実人数	○	
	アウトプット	①活動実績	(居場所)うち YC と思われる児童数		○	
	アウトプット	①活動実績	(居場所)YCと思われる児童について、関係者への情報共有や支援へつないだ件数		○	

(参考)図表 1-4 (初回調査)成果検証項目一覧

分野	項目	着目点	定量データ
事業全体	目標	● どのような目標設定を行っているか(子どものケア負担軽減、家庭の問題の解決、子どもがケアに関わる度合いを自己選択できるようにする等)。	
	支援対象者の定義	● 見つける対象とする児童をどのように設定しているか(ヤングケアラー連盟の定義に準拠、困難を抱える児童等)。	
見つける	研修会の実施状況	● 誰を対象としているか。	
		● どのようなプログラムとしているか。	
		● 何回実施／何人の参加を得ているか。	○
		● 受講者への効果・影響をどのように把握しているか。どのような効果・影響があるか。	
		● 課題は何か／どのような工夫が有効か。	
	相談窓口の設置・運営状況	● どのような相談窓口としているか(電話・SNS 等)。	
		● 運営主体、設置場所はどこか。	
		● どのような運営体制としているか(人員数、相談員の略歴等)。	
		● 相談件数はどのくらいか。	○
		● どのような方から相談が寄せられているか(児童、家族、周囲の第三者等)。	△
		● どのような内容の相談が寄せられているか。	
		● 課題は何か／どのような工夫が有効か。	
	地域ネットワークによる”見つける”活動に参加する組織・団体の状況	● どのくらいの組織・団体数が、ヤングケアラーを見つける活動に参加しているか。	○
		● どのような組織・団体が、参加しているか(分野ごと)。大人向けの福祉サービスを担当する組織・団体が参加しているか。	
		● 課題は何か／どのような工夫が有効か。	

	自治体に寄せられる報告の状況	● どのくらいの児童数が自治体に報告されているか(ヤングケアラー以外を含む)。	○
		● どのようなルートから報告されているか。	△
		● どのようなヤングケアラー区分／状態にある児童が報告されているか。	△
	見つける活動全般	● うまくいっている／うまくいっていないのは、どのような点か。	
つなげる	連携してヤングケアラー支援に対応する会議体(要対協等)への登録状況	● どのくらいの児童数が、ヤングケアラーとして会議体に登録されているか。	○
		● どのような区分の／状態にあるヤングケアラー児童が登録されているか。	
	会議体(要対協等)への参加状況	● どのような組織・団体が参加しているか(分野ごと、市の場合は部署ごと)。	
	会議体での情報共有状況	● ヤングケアラー児童に関し、どのような組織・団体が情報を共有しているか(個別ケース検討会議ベース)。民間団体も情報共有に加わっているか。	
	つなげる活動全般	● うまくいっている／うまくいっていないのは、どのような点か。	
支援する	支援計画の作成状況	● ヤングケアラー児童に関する支援計画の作成件数はどのくらいか。	○
		● 支援計画は誰に共有されているか。	
		● 課題は何か／どのような工夫が有効か。	
	各ケースの状況	● 子どもと話ができていない場合、その理由は何か。	
		● 保護者と話ができていない場合、その理由は何か。	
	継続的につながっているケースの状況	● 継続してつながっているケースの件数はどのくらいか。	○
		● どのようなケースか。	
		● 継続してつながることができた要因・ポイントはどこか。	
		● 課題は何か／どのような工夫が有効か。	
	支援を行えたケースの状況	● 支援を行えたケースの件数はどのくらいか。	○
		● どのようなケースか。どのような支援を行えたか。どのような支援体制か。	

		● 支援を行えた要因・ポイントはどこか(支援別)。	
		● 支援を行えなかった場合の要因はどこか。	
		● 課題は何か／どのような工夫が有効か。	
	居場所の設置状況	● どのような居場所としているか(リアル・オンライン等)。	
		● 運営主体、設置場所はどこか。	
		● どのような運営体制としているか(人員数、支援員の略歴等)。	
		● 利用者数はどのくらいか。	○
		● どのようなヤングケアラー児童が利用しているか。	
		● どのような支援につなげているか。	
		● 課題は何か／どのような工夫が有効か。	
	支援する活動全般	● うまくいっている／うまくいっていないのは、どのような点か。	

※「定量データ」欄の○は該当するもの、△は定量データがとれる場合該当するものを指す。

2【長崎県大村市】取り組み状況調査

(人口:98,305人³、年少人口:15,329人⁴、面積:126.73 km²)

2-1 取り組み概要

2-1-1 モデル事業 実施体制

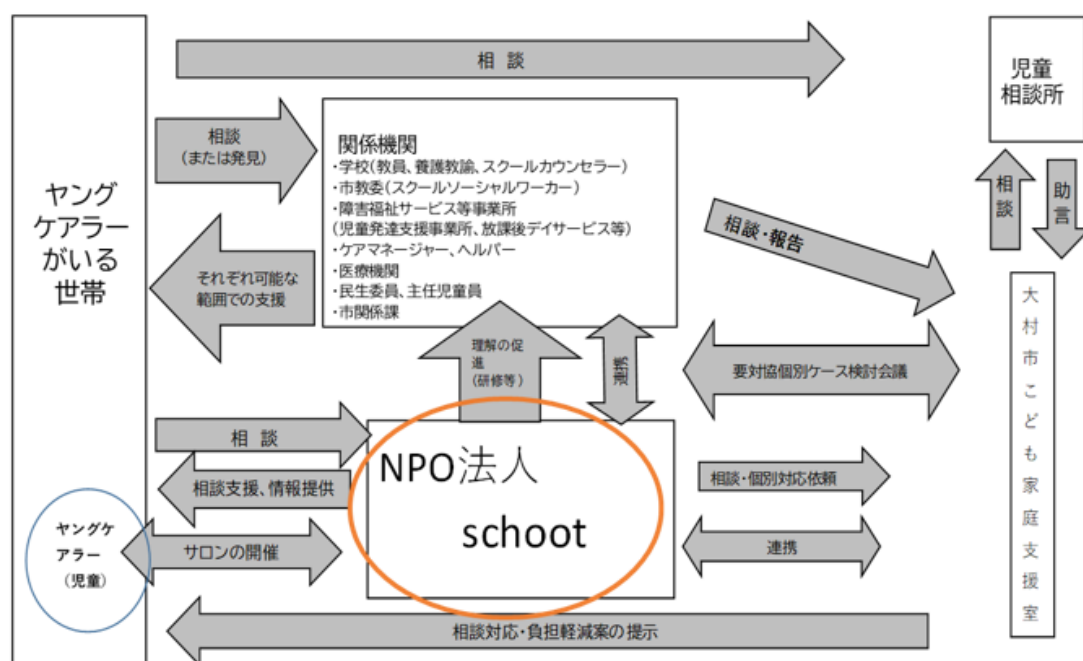
(1)事業概要

事業名:ヤングケアラーと家族を支援する自治体モデル(大村市)

支援対象団体名:NPO 法人 school

事業概要:NPO 法人 school を中心として、学校や教育委員会、医療機関等の関係機関、大村市子ども家庭支援室と連携を行いながら、ヤングケアラーの発見、相談、支援を実施していく。

図表 2-1 モデル事業概要図



資料:大村市

³ 令和4年12月末時点。

(<https://www.city.omura.nagasaki.jp/jyuumin/shise/shokai/toke/jinko/kihondaicho.html>)

⁴ 令和4年12月末時点。

(<https://www.city.omura.nagasaki.jp/jyuumin/shise/shokai/toke/jinko/kihondaicho.html>)

(2)支援方針(支援対象者の設定・定義)

- 一般社団法人日本ケアラー連盟が定義している「ヤングケアラー」を支援対象としている。
- 一方、居場所「まつなぎや」(後述)においては明確な対象を定めず、すべての児童または若者を対象とし、間口を広げている。

(3)支援体制(図表 2-1 参照)

- 市こども家庭課との連携の下、school は、ヤングケアラーからの相談受付・対応、居場所の開催・提供、学校・障害福祉サービス等事業所・医療機関等の関係機関との連携によるヤングケアラーの早期発見、市への報告と要対協への参加、支援の検討・実施等の役割を担う。
- 市こども家庭課では、school や関係機関等からヤングケアラーに係る相談・報告を受け、アセスメントを行うとともに、要対協への登録(要保護児童の場合)、児童相談所との連携、ヤングケアラー児童・家族への支援対応等を行う。

2-1-2 モデル事業の目的・期待効果(※モデル事業開始時点)

(1)目的・目標

- 前述の課題を解消し、ヤングケアラーの早期発見、早期介入を図ることを目的に、下記の事項が目指されている。
- ヤングケアラー当事者が身近に感じ、フランクに相談できる場として、ヤングケアラーに特化した相談窓口と居場所を NPO 法人が設置し、ヤングケアラーへの相談・支援に対応していくこと
- ヤングケアラー当事者や家族等から受け付けた相談に対し、NPO、市、関係機関がともに対応していくこと

(2)期待

- ヤングケアラーへの理解が全体的に深まることで、児童がちょっとした違和感や「もしかしたら」に気づき、状況が重篤化する前に早期に誰かに相談できるようになること
- 支援に入っている、関わっている大人が、「家族全体を支援する」視点を持ち、早期に発見・介入ができること
- 各分野の専門職がつながりを持ちながら、支援を展開できること
- 関わっている機関が支援会議を開き、保護者・本人とともに、支援計画を立て、支援が行えること
- 家族全体を包括的に見てコーディネートできる機関(人)が機能すること

2-2 2023 年度(初年度)の実施状況調査

2023 年度(初年度)のモデル事業の活動状況について、下記に整理する。

2-2-1 モデル事業の連携基盤について

- 2023 年度時点で、モデル事業において、ヤングケアラー支援で、連携・協力できている庁内部署、また庁外の組織や団体は以下のとおり。

図表 2-2 連携・協力できている組織

庁内部署	人事課、男女いきいき推進課、収納課、市民 110 番、市民課、福祉総務課、国保けんこう課、保護課、長寿介護課(地域包括支援センター)、障がい福祉課、こども政策課、こども支援課、三城保育所、放虎原こども園、建築課、上下水道局、学校教育課
各組織・団体名	県央児童家庭支援センター、大村市社会福祉協議会、長崎地方法務局諫早支局、長崎こども・女性・障害者支援センター、長崎県県央保健所、大村警察署、大村市校長会、大村高校、大村城南高校、大村工業高校、社会福祉法人光と緑の園、大村椿の森学園、大村市医師会、大村東彼歯科医師会、長崎医療センター、大村市保育会、大村市民生委員児童委員協議会連合会、大村市青少年健全育成連絡協議会、大村市 PTA 連合会、長崎県弁護士会、長崎県相談支援専門員協会、大村市ケアマネ協議会、長崎県 MSW 協会

2-2-2 「気づく」に関する活動状況

(1)意識啓発等を目的とした研修会等の実施状況

① 実施内容

- 2023 年度の研修は、介護・福祉事業者、教育関係者、民生委員、児童委員を対象に、ヤングケアラー支援に関する研修を以下のとおり実施した。計 7 回実施し、延べ参加者数は 216 人であった。

図表 2-3 2023 年度(初年度)研修会の実施状況

回	時期	主な対象者	研修内容	参加者数
1	R5.6	<u>介護・福祉事業者向け研修</u>	「ヤングケアラー 身近にいる大人ができること」	30 人
2	R5.7	<u>関係者向け研修</u> 民生委員、児童委員	「ヤングケアラー 身近にいる大人ができること」	80 人
3	R5.8	<u>教育関係者向け研修</u>	「ヤングケアラー 支援とその実務」	9 人
4	R5.8	<u>教育関係者向け研修</u> ※研修効果は図表 2-5、2-6 参照	「先生に知って欲しい ヤングケアラーの支援について」	25 人
5	R5.9	<u>関係者向け研修</u> 主任児童委員、児童委員	「ヤングケアラーの説明と居場所の重要性について」	23 人
6	R5.11	<u>関係者向け研修</u> 児童委員協議会 ※東彼杵町	「ヤングケアラーの支援について」	19 人
7	R6.2	<u>医療 SW 向け研修</u>	「ヤングケアラー支援について知識を深め実践に活かす」	30 人

(参考)

図表 2-4 モデル事業前の状況(R4.1～12)

回	時期	主な対象者	研修内容	参加者数
1	R4.12	<u>教育関係者向け研修</u> 小中高等の管理職・相談部 担当者、市教育委員会	ヤングケアラーの概要等の講義	34 人

② 研修効果

- 研修効果については、以下のとおりである。

図表 2-5 研修会※への参加者の声

※令和 5 年 8 月開催の教育関係者向け研修(図表 2-3 第 4 回)

- ・ 「まつなぎや」を知ることができてよかったです。ヤングケアラーは周囲から気づきにくいということもあり生徒の日頃の観察が大切だと感じた。
- ・ ヤングケアラーに限らずたくさん子ども、色んな悩みを抱えた生徒の居場所づくりが、地域、社会全体に大切で必要だと感じた。家庭の事情で、生徒が家事を行っているケースがあります。ケアラーと区別につきにくいと思いました。
- ・ ヤングケアラーと家事等のお手伝いの選別が難しいと思ったため、本日教えていただけてよかったです。「私たち(学校)にできることはあるのか」いつも悩んでいたの、 “つながる”ことが大事だとわかり心が軽くなったように感じます。今後もきがけて子どもたちに声掛けしたいと思います。
- ・ 身近な問題としてよりしっかり対応すべきと考えました。
- ・ 支援の仕方、つなげ方を知れてよかったです。
- ・ ヤングケアラーの背景や心境について理解を深めることができました。ありがとうございました。手探り状態でなかなか家庭に入りづらいなど現状を理解できた。保護者のフォローが難しい。
- ・ 貴重なお話ありがとうございました。生徒をつなぐ場所を知ることができ、心強く思いました。
- ・ 言葉ばかりが先にあり。支援体制が整っていない現状を知った。高齢者や障害者の支援も含め、福祉の弱い日本であることがとても悲しいと思った。
- ・ このような機関を立ち上げてくださって有難いです。とても勉強になりました。保護者、大人のフォローも大切だなと感じました。
- ・ 勉強になりました。ありがとうございます。
- ・ 事例をたくさん聞きたかったです。本人がケアラーを自覚していないことも多くあると思うし、家族として、協力し支えあって生活することは大切なことだと思うのでどこまでがそうなのかかわかりにくいですね。
- ・ 大変わかりやすく、誠実なお話をありがとうございました。「伴走型支援」「子ども、大人と二分化にとらわれすぎず、継続的かつ包括的に見る視点」が大切だということところが特に印象に残りました。保健相談部の先生方とも相談しながら該当する生徒にまつなぎやさんを紹介できればと思いました。今後ともどうぞよろしくをお願いします。
- ・ 意識が高まりました。生徒の様子をよく観察していきます。ありがとうございました。
- ・ 質問です。①まつなぎやにくる子どもは、ケアをしている子どもだけなのか、ケアされている子どもも一緒に来るのか。②生徒がヤングケアラーだと判明した場合はまずはどこに連絡してどう連携していけばよいか、具体的な策はありますか。③親が認めなかった場合、学校として支援すればよいのかどこまで踏み込んで支援するのか迷うことがあります。
- ・ 自分に何ができるのかはつきり言って自信はありませんが、勉強の必要性を感じています。
- ・ とてもよくわかりました。ヤングケアラーといってもいろいろな場合があるんだとわかりました。
- ・ 生徒もだが、保護者へのサポートの難しさを改めて感じました。和やかな場所だと本音も出しやすいので、学校内で話を聞くとときもそのような場所でゆっくり話せたらと思います。
- ・ 家庭環境のことなのでプライバシーの問題がありデリケートなテーマです。対応は一律にはありませんが、状況や対処法について話を聞いておくことは大切だと思った。ありがとうございました。

資料：NPO 法人 schoot「ヤングケアラー支援事業(正式名称：ヤングケアラーと家族を支援する自治体モデル(大村市))令和 5 年度事業報告書」

図表 2-6 研修会参加者※へのアンケート結果(一部抜粋)

※令和5年8月開催の教育関係者向け研修(図表 2-3 第4回)

■受講する前のヤングケアラーの認知度

(1)ヤングケアラーの言葉を初めて聞いた	0 人
(2)ヤングケアラーの言葉のみ知っていた	2 人
(3)ヤングケアラーの言葉と意味を知っていた	21 人
(4)ヤングケアラーの言葉の意味、支援方法まで知っていた	2 人

■受講内容の感想

(1)特によかった	11 人
(2)よかった	13 人
(3)あまりよくなかった	1 人

■理解度

(1)よく理解できた	14 人
(2)おおむね理解できた	11 人
(3)あまり理解できなかった	0 人

■あなたの周りにヤングケアラーに該当する生徒はいるか

(1)はい	14 人
(2)いいえ	7 人

※記入なし 4 名

(2)相談窓口の設置・運営状況

- 相談窓口は、2名の相談員で運営。
- 2023年度に寄せられた相談件数は72件、うちヤングケアラー関連の相談は15件であった。電話相談は2件のみで(SNS相談はなし)、それ以外は来所しての対面相談であった。
- 15件のうち、児童福祉関係機関から4件、当事者から3件、福祉関係機関、保健医療関係機関、学校教諭から各2件、家族・親族、地域の施設・地域関係者等から各1件となっている。

図表 2-7 相談窓口の運営体制(NPO 法人 schoot)

相談員の種別	人数	相談員の職種	保有資格
常勤の相談員	2 人	ヤングケアラーコーディネーター	看護師・児童発達支援サービス管理者・介護支援専門員・児童指導員

図表 2-8 相談窓口への相談件数

	2023 年度 (R5.4～R6.3)
相談窓口への相談件数	72 件
うち、ヤングケアラー関連の相談	15 件

図表 2-9 相談窓口、相談ルートごとの内訳

	内訳	件数
窓口の種類	電話	2 件
	SNS	0 件
	対面	13 件
	その他(具体的に) ()	件
相談ルート	本人	3 件
	家族・親族	1 件
	児童福祉関係機関	4 件
	福祉関係機関(生活福祉・障害福祉・高齢者福祉)	2 件
	保健医療関係機関	2 件
	地域の施設・地域関係者等	1 件
	その他(具体的に) (学校の教諭から)	2 件

(3) 市民や子どもにおけるヤングケアラーの認知度や周知状況等

① 市民に周知するために実施した取り組み

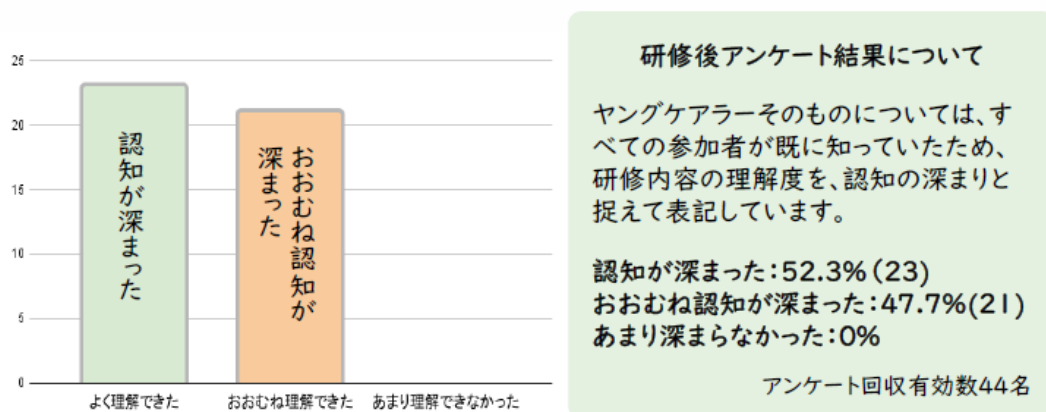
- ・8月号の広報おおむらでの周知啓発
- ・子ども未来部の SNS での周知啓発
- ・大村市ホームページでの周知啓発
- ・小、中学校へのチラシの配布
- ・大村市内の公的機関でのチラシの掲示
- ・ミライ ON 図書館でヤングケアラーの特設パネルコーナー設置(2024 年 1 月)
- ・FM ラジオ つながるチャンネル(2023 年 9 月)
- ・各関係機関へパンフレット配布
- ・まつなぎやホームページでの周知啓発
- ・まつなぎや SNS での周知啓発
- ・長崎県ケアラーシンポジウムによる周知啓発(2024 年 1 月)

② 認知度の状況

- 研修後に実施した参加者アンケート結果は以下の通り。(アンケート回収有効数 44)
- なお、ヤングケアラーそのものについては、すべての参加者が既に知っていたため、研修内容の理解度を、認知の深まりと捉えている。

- 認知が深まった:52.3%(23)
- おおむね認知が深まった:47.7%(21)
- あまり深まらなかった:0%

図表 2-10 研修を受けた参加者※の認知度の変化



資料:NPO 法人 schoot「ヤングケアラー支援事業(正式名称:ヤングケアラーと家族を支援する自治体モデル(大村市))令和5年度事業報告書」

※図表 2-3 の第4回教育関係者向け研修会及び第6回関係者(児童委員協議会)向け研修会参加者の合算

2-2-3 「つなげる」に関する活動状況

(1)自治体に寄せられる報告の状況

- 2023年度に、市こども家庭課に報告された児童数は792人で、そのうちヤングケアラーと思われる児童は24人(モデル事業経由は7人)であった。そのうち、ヤングケアラーと判断された児童は18人(モデル事業経由は4人)で、市ではその18人を要対協に登録している。

図表 2-11 自治体に報告された児童数

	モデル事業前 (R4.1～R4.12)	2023 年度 (R5.4～R6.3) ()内はモデル事業経由
自治体に報告された児童数 ※	700 人	792 人
うち、ヤングケアラーと思われる児童数(疑い含む)	23 人	24 人(7 人)
うち、ヤングケアラーと判断された児童数	4 人	18 人(3 人)
うち、要対協に登録した児童数	4 人	17 人(3 人)

※ ヤングケアラー以外も含む。モデル事業前は「自治体に報告された児童数(気になる児童数)」

(2)ヤングケアラー支援における関係者との情報共有状況

- ① ヤングケアラーと判断された児童それぞれの支援に向けた会議(個別ケース検討会議等)の参加者
 - ヤングケアラーと判断された児童それぞれの支援に向けた会議(個別ケース検討会議等)に参加し、情報共有する組織・団体名は以下のとおり。

精神科病院、精神科クリニック、保護課、母子保健担当課、長崎こども・女性・障害者支援センター(児相)、市内小中学校、市内高等学校、市外高等学校、認定こども園、保育園、相談支援事業所、訪問看護事業所、ヘルパー支援事業所、児童家庭支援センター、長崎医療センター

(参考)

(モデル事業前)要対協参加機関

国又は地方公共団体の機関	長崎地方法務局諫早支局、長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター、長崎県県央保健所、長崎県大村警察署、大村市総務部、大村市福祉保健部、市立大村市民病院、大村市こども未来部、大村市立保育所、大村市立認定こども園、大村市教育委員会、大村市立小学校、大村市立中学校、県立高等学校、市内に存する特別支援学校、その他市長が必要と認める国又は地方公共団体の機関
法人	県央児童家庭支援センター、光と緑の園乳児院、大村椿の森学園、大村市社会福祉協議会、大村市医師会、大村東彼歯科医師会、独立行政法人国立病院機構長崎医療センター、市内に存する児童養護施設、市内に存する私立保育所、市内に存する私立認定こども園、市内に存する私立地域型保育事業所、市内に存する私立幼稚園、市内に存する私立高等学校、その他市長が必要と認める法人
その他	大村市民生委員児童委員協議会連合会、大村市青少年健全育成連絡協議会、大村市 PTA 連合会、諫早人権擁護委員協議会、長崎県弁護士会、その他市長が必要と認めるもの

(3) 要対協に登録した児童数について、ヤングケアラーの分類別の人数

- ヤングケアラーの分類内訳としては、要対協に登録した児童数では、「目を離せない家族の病児の見守りや声かけなどの気づかいをしている」「がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている」が多くなっている。

図表 2-12 ヤングケアラー分類別、ヤングケアラーと判断した／要対協に登録した児童数

		ヤングケアラーと 判断した児童数	要対協に 登録した児童数
	障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	6 人	6 人
	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている	7 人	4 人
	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている	4 人	4 人
	目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	13 人	13 人
	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている	0 人	0 人
	家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている	0 人	0 人
	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している	0 人	0 人
	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている	8 人	8 人
	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	2 人	2 人
	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている	1 人	1 人
	その他 (養育能力の低い家族に代わり家事をやっている)	7 人	5 人
	不明/分類不可	0 人	0 人

2-2-4 「支援する」に関する活動状況

(1) 支援計画等の作成状況

① ヤングケアラー児童に関する計画の作成状況

- 2023 年度において、ヤングケアラー児童に関する支援計画を作成した件数は 10 件／17 件となっている。

図表 2-13 ヤングケアラー児童に関する計画の作成件数

ヤングケアラー児童に関する計画	モデル事業前 (R4.1～R4.12)	2023 年度作成件数 (R5.4～R6.3)
支援計画	2 件／4 件	10 件／17 件
サポートプラン		0 件
支援計画やサポートプラン以外の計画		0 件

② 計画の策定に至らない児童以外への対応

- ヤングケアラー支援計画等の策定に至らない児童に対しては、要対協個別ケース検討会議にて、見守り体制をつくり、児童へ役割分担を実施している。
- 一時的なヤングケアラーに関しては、まつなぎやにて継続的に見守りを行う。

まつなぎやの見守りの取り組みとして、主な内容は以下のとおり。

【ヤングケアラー以外に関する事例】(複数見られた利用内容)

★給食がない日の利用(小学生)

学校が休みの日に、家庭で昼食が準備されておらず、食事をせずに日中を過ごす子どもたちに、必要に応じて軽食を提供。

* 高校生のヤングケアラー発見の事例から、昼食習慣の有無は、ヤングケアラーや要支援家庭と判断する一つの材料になると感じている。

★学校に行けない日(不登校)などの利用(小・中・高生)

学校や適応指導教室などの支援機関にも行けない場合に利用する子が多い。その中でも、学校に行けない時の居場所の選択肢の一つとして使用する子と、家にいることに後ろめたさを感じ、その不安な気持ちを落ち着ける場所として利用する子に分かれる。

★放課後の利用(小・中・高生)

遊び場の一つとして利用する子がいる一方で、情緒不安定で、精神面に課題を抱えている子が、自分でいられる場所として過ごしていることも多い。そうした子どもの多くが、スタッフと関係を深め、自分が受け入れられる体験を重ねるうちに、徐々に「まつなぎや」以外の場所でも落ち着いて過ごせるようになったとの報告を複数受けている。

資料：NPO 法人 schoot「ヤングケアラー支援事業(正式名称：ヤングケアラーと家族を支援する自治体モデル(大村市))令和 5 年度事業報告書」

(2)支援実施状況

- 2023 年度にヤングケアラーと判断した児童 18 人のうち、介入・諸手続等の具体的なサポート等を行っているケースは 13 件、具体的サポート等を行っていないが継続的に話を聞いたり見守りを行っているケースは 4 件となっている。(1 件は対象児が 18 歳以上となった)

図表 2-14 ヤングケアラーと判断した児童の状況

①介入・諸手続等の具体的なサポートやサービスの提供※等を行っているケース数	13 件
②上記の具体的サポート等を行っていないが、継続的に話を聞いたり、見守りを行っているケース数	4 件
③その他 (18 歳以上のケアラー)	1 件

※自治体が予算化して実施している事業や、民間支援機関による支援など

- ・(家庭への支援)家事支援、レスパイト、介護サービス等
- ・(児童への支援)学習支援、食事提供等

(3)児童・家族の意思確認状況

- ヤングケアラーとして要対協に登録された児童、及びその家族との意思の確認状況等について、児童、家族共に、「多くのケースでできている(概ね 8 割以上)」となっている。
- 支援対象となる児童と話ができているかについては、ヤングケアラーと判断した児童 17 人のうち 15 人と話ができている。
- 支援対象となる児童の家族と話ができているかについても、ヤングケアラーと判断した児童 17 人のうち 15 人の児童家族と話ができている。

図表 2-15 児童・家族の意思確認状況

	モデル事業前 (R4.1~12)	2023 年度 (R5.4~R6.3)
児童と話ができているか		多くのケースでできている (概ね 8 割以上)
要対協登録児童数のうち、 話ができている支援対象児童数※	2 人／4 人	15 人／17 人
家族と話ができているか		多くのケースでできている (概ね 8 割以上)
要対協登録児童数のうち、 話ができている支援対象家族数	1 人／4 人	15 人／17 人

※こども家庭課に加え、学校など児童が話しやすい大人が所属する機関による聴取数

(4)居場所の設置・運営状況

- 2023 年度末時点での、ヤングケアラー等を対象とした居場所(オンライン含む)の設置箇所数は 1 箇所で、運営体制・運営状況・利用状況等は以下のとおり。
- 2023 年度の利用者数は延べ 866 人にのぼる。うちヤングケアラーと思われる児童は 7 人であり、全員が関係者への情報共有や支援へつながっている。

図表 2-16 居場所の運営状況等

運営主体	NPO 法人 schoot まつなぎや
支援員の人数	常勤 2 人
支援員の保有資格	ヤングケアラーコーディネーター・看護師・児童発達支援管理責任者・介護支援専門員・児童指導員
開設頻度・時間	火曜日～土曜日・10 時から 18 時
実施内容	相談支援・周知啓発・居場所運営
利用者数(※施設見学者は除く)	866 人 ※月ごとに統計を取っているため、重複有り うち、ヤングケアラーと思われる児童数:7 人
支援等へつないだ人数	上記のヤングケアラーと思われる児童数のうち、関係者への情報共有や支援へつないだ人数:7 人

3【愛媛県新居浜市】取り組み状況調査

(人口:115,314人⁵、年少人口:13,761人⁶、面積:234.47km²)

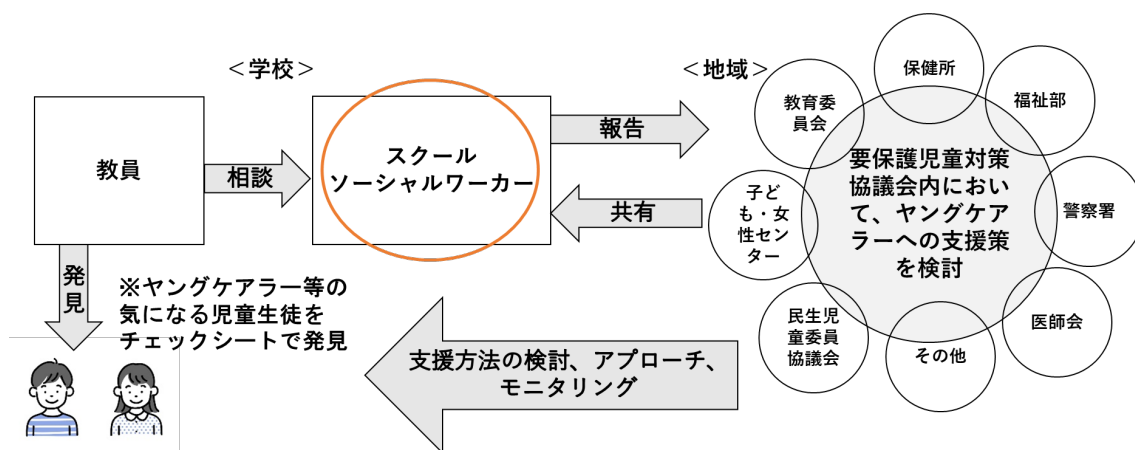
3-1 取り組み概要

3-1-1 モデル事業 実施体制

(1)事業概要

事業名:ヤングケアラーと家族を支援する自治体モデル(新居浜市)
支援対象団体名:一般社団法人えひめ権利擁護センター新居浜
事業概要:学校に派遣されたスクールソーシャルワーカーを核とし、ヤングケアラーの発見、支援を行っていく。日頃から児童と接している教員が子どもの変化に気づき、スクールソーシャルワーカーは教員から得た情報を精査し、要対協へ報告を行う。要対協内で、支援策の検討やアプローチ、モニタリングを実施する。

図表 3-1 モデル事業概要図



資料:日本財団

(2)支援方針(支援対象者の設定・定義)

- 一般社団法人日本ケアラー連盟の定義によるヤングケアラーを主たる対象としているが、その定義に限定することなく、広く「困難を抱える児童」を対象としている。
- ヤングケアラーのみに特化せず、養育相談、子どもの相談等を幅広く受け付け、その中からヤングケアラーに気づく方針をとっている。 ※ヤングケアラーに限定すると、家庭の状況を確認する必要があるのではないか、デリケートな問題に立ち入る必要があるのではないか、といった懸念から関係者の協力が得にくい可能性があるため。

⁵ 令和4年12月末時点。(https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/seisaku/zinnkousetaisuu2.html)

⁶ 令和4年12月末時点。(https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/seisaku/toukei-nenreibetsu.html)

(3)支援体制(図表 3-1 参照)

- えひめ権利擁護センター新居浜のスクールソーシャルワーカー8名(常勤2名、非常勤6名)が、市子育て支援課、市教育委員会等と連携しながら、市内の全小学校16校・全中学校12校を定期的に巡回訪問し、ヤングケアラーを含む困難を抱える児童の早期発見・早期支援に結び付ける。
- 市教育委員会では、ヤングケアラーを含む困難を抱える児童を見つけるためのチェックシートを学校に提供。チェックシートへの記載を通じて、学校から気になる児童に関する情報提供をしてもらうことで、スクールソーシャルワーカーがその後の対応・支援に動く体制・役割分担を構築。
- 別途、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員等からもスクールソーシャルワーカーに対してヤングケアラー児童等の連絡・通告が寄せられるルートを構築。
- スクールソーシャルワーカーを通じて市子育て支援課に報告されたヤングケアラー児童については、要対協に登録され、支援関係機関による情報共有や支援検討が行われる。

3-1-2 モデル事業の目的・期待効果(※モデル事業開始時点)

(1)目的・目標

- 本モデル事業では、ヤングケアラーの発見から支援に至るまでの仕組みづくり(システムの構築)を目指す。
- 下記の3つを軸に、事業を推進していく。
 - ヤングケアラーに関する相談業務
 - 教育・福祉・医療等関係者や市民への研修会等の実施
 - 支援方策の調整、他機関との連携に関する業務

(2)期待効果

- ヤングケアラーに“気づく”際に、客観視できるツールを用いて、システムとして気づきやすい仕組みを、小中学校を中心に構築すること
- そのためのツールとして「気になる子どものチェックシート」を開発・活用し、定着させること
- 生活課題を抱える児童(ヤングケアラー含む)に対する支援について、要保護児童対策地域協議会(要対協)を中心に、支援者間で情報を共有すること
- 個別具体の支援につなげていけるように、支援者同士の役割分担をケースごとに検討し、対応するシステムを定着させること

3-2 2023 年度(初年度)の実施状況調査

2023 年度(初年度)のモデル事業の活動状況について、下記に整理する。

3-2-1 モデル事業の連携基盤について

- 2023 年度時点で、モデル事業において、ヤングケアラー支援で、連携・協力できている庁内部署、また庁外の組織や団体は以下のとおり。

図表 3-2 連携・協力できている組織

庁内部署	新居浜市子ども未来課 新居浜市教育委員会(各小学校・中学校) 新居浜市発達支援課、新居浜市地域福祉課、新居浜市地域包括支援センター、保健センター新居浜市生活福祉課、社会教育課、学校教育課、人権擁護課
各組織・団体名	東予子ども・女性支援センター、放課後等デイサービス各事業所、相談支援各事業所、居宅介護支援事業所、新居浜市社会福祉協議会、各保育所及び幼稚園等、訪問介護事業所、県立及び私立高等学校、特別支援学校、公民館、県立新居浜病院地域連携及び他病院、eワーク愛媛他。

3-2-2 「気づく」に関する活動状況

(1)意識啓発等を目的とした研修会等の実施状況

実施内容

- 2023 年度の研修は、行政職員、介護・福祉事業者、教育関係者、地域包括支援センター等へのヤングケアラー支援に関する研修を以下の通り実施した。計 42 回開催し、延べ参加者人数は 1,979 人であった。

図表 3-3 2023 年度(初年度)研修会の実施状況

回	時期	主な対象者	研修内容	参加者数
1	R5.4.12	<u>教育関係者向け研修</u> 小学校校長会	ヤングケアラー研修	12 人
2	R5.4.20	<u>教育関係者向け研修</u> 小中学校教頭会	ヤングケアラー研修	30 人
3	R5.4.26	<u>教育関係者向け研修</u> 小中学校生徒指導主事	ヤングケアラー研修	30 人
4	R5.5.9	<u>教育関係者向け研修</u> 中学校校長会	ヤングケアラー研修	16 人
5	R5.5.9	<u>教育関係者向け研修</u> 小中学校主幹教諭、教務主任	ヤングケアラー研修	30 人
6	R5.5.11	<u>関係者・市民向け研修(人権の集い)</u> 学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、一般市民等	ヤングケアラー研修 「子どもを取りまく環境を考える」	25 人
7	R5.5.18	<u>学校関係者等向け研修(要対協代表者会)</u> 学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、警察、小児科医等	要対協代表者会議 ヤングケアラー支援の解説	15 人
8	R5.5.20	<u>関係者向け研修</u> 中予 SSWR 交流会	新居浜市のヤングケアラー支援事業の解説	18 人
9	R5.5.28	<u>関係者・市民向け研修</u> 客谷自治会	ヤングケアラー研修	28 人
10	R5.6.9	<u>関係者向け研修</u> 船木校区民生委員・児童委員	ヤングケアラー研修	15 人
11	R5.6.20	<u>関係者向け研修</u> 東予圏域 SSWR 連絡協議会	ヤングケアラー研修	20 人
12	R5.6.27	<u>介護・福祉事業者向け研修</u> すいよう会職員	ヤングケアラー研修	20 人
13	R5.7.5	<u>介護・福祉事業者向け研修</u> ゆいねっと新居浜	ヤングケアラー研修	50 人
14	R5.7.6	<u>介護・福祉事業者向け研修</u> 在宅介護研修センター	ヤングケアラー研修	20 人

15	R5.7.14	<u>関係者向け研修</u> 船木校区民生委員・児童委員	ヤングケアラー研修	15 人
16	R5.7.18	<u>関係者向け研修</u> ランチ連絡会	ヤングケアラー研修	25 人
17	R5.7.20	<u>介護・福祉事業者向け研修</u> すいよう会職員	ヤングケアラー研修	20 人
18	R5.7.26	<u>教育関係者向け研修</u> 新居浜東高等学校教職員	ヤングケアラー研修	30 人
19	R5.8.3	<u>関係者向け研修</u> 東予地域関係機関 (学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、福祉関係者等)	ヤングケアラー支援のための関係機関研修	100 人
20	R5.8.8	<u>市民向け研修</u> 高齢者生きがい創造学園	ヤングケアラー研修	20 人
21	R5.8.10	<u>関係者・市民向け研修</u> 南予地域関係機関 (学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、福祉関係者等)	ヤングケアラー支援のための関係機関研修	100 人
22	R5.8.11	<u>学生向け研修</u> 四国中央医療福祉総合学院 2 年生	ヤングケアラー研修	80 人
23	R5.8.21	<u>関係者・市民向け研修</u> 中予地域 (学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、福祉関係者等)	ヤングケアラー支援のための関係機関研修	100 人
24	R5.9.16	<u>学生向け研修</u> 四国中央医療福祉総合学院 1 年生	ヤングケアラー研修	80 人
25	R5.10.3	<u>教育関係者向け研修</u> 四国中央土居高等学校教職員	ヤングケアラー研修	50 人
26	R5.10.12	<u>教育関係者向け研修</u> 新居浜工業高等学校教職員	ヤングケアラー研修	50 人

27	R5.11.7	<u>介護・福祉事業者向け研修</u> 新居浜市中心身障害者(児)団体連合会	ヤングケアラー研修	30 人
28	R5.11.9	<u>関係者向け研修</u> 公立保育園園長会	ヤングケアラー研修	15 人
29	R5.11.19	<u>関係者向け研修</u> 関係機関全体研修	ヤングケアラー研修	70 人
30	R5.11.20	<u>関係者向け研修</u> 認可外保育園等園長会	ヤングケアラー研修	15 人
31	R5.11.21	<u>関係者向け研修</u> 私立保育園園長会	ヤングケアラー研修	15 人
32	R5.11.24	<u>関係者向け研修</u> 民生児童委員協議会	ヤングケアラー研修	280 人
33	R5.11.28	<u>教育関係者向け研修</u> 新居浜南高等学校教職員	ヤングケアラー研修	40 人
34	R5.11.28	<u>介護・福祉事業者向け研修</u> 介護支援専門員連絡協議会	ヤングケアラー研修	150 人
35	R5.12.5	<u>教育関係者向け研修</u> 大洲市養護主任会研修会	ヤングケアラー研修	20 人
36	R5.12.6	<u>関係者向け研修</u> 公民館館長会	ヤングケアラー研修	20 人
37	R5.12.6	<u>市民向け研修</u> 人権啓発講座:東予地方局	ヤングケアラー研修	80 人
38	R6.1.6	<u>関係者向け研修</u> 新居浜カウンセリング同好会	ヤングケアラー研修	50 人
39	R6.1.19	<u>介護・福祉事業者向け研修</u> 新居浜市介護支援専門員協会	ヤングケアラー研修	150 人
40	R6.1.30	<u>市民向け研修</u> 高齢者生きがい創造学園	ヤングケアラー研修	15 人
41	R6.2.3	<u>関係者向け研修</u> 権利擁護センターぱあとなあ 愛媛	ヤングケアラー研修	15 人
42	R6.2.6	<u>市民向け研修</u> 大生院校区地域住民	ヤングケアラー研修	15 人

(2)相談窓口の設置・運営状況

- 相談窓口は、ヤングケアラー担当 2 名、ヤングケアラー担当以外 6 名の計 8 名の相談員で運営。相談員の保有資格等は図表 3-4 のとおり。(参考:モデル事業前は非常勤 2 名)
- 2023 年度に寄せられた相談件数は 1,093 件、うちヤングケアラー関連の相談は 226 件であった。
- 対面での相談が 171 件、電話相談が 55 件であった。
- 226 件のうち、児童福祉関係機関・福祉関係機関・保健医療関係機関からの合計が 134 件、学校からが 127 件、家族・親族からが 69 件、本人からが 27 件となっている。(重複含む)

図表 3-4 相談窓口の運営体制(えひめ権利擁護センター新居浜)

《ヤングケアラー担当》

相談員の種別	人数	相談員の職種	保有資格
常勤の相談員	1 人	相談員	社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理士・主任介護支援専門員
非常勤の相談員	1 人	相談員	社会福祉士・保育士・訪問介護員

《ヤングケアラー担当以外》

相談員の種別	人数	相談員の職種	保有資格
常勤の相談員	1 人	スーパーバイザー	社会福祉士・介護支援専門員
非常勤の相談員	5 人	相談員	社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・看護師・介護支援専門員

※相談窓口の開設時間は、平日 9 時～17 時 15 分

図表 3-5 相談窓口(スクールソーシャルワーカー)への相談件数

	2023 年度(R5.4～R6.3)
相談窓口への相談件数(ヤングケアラー以外も含む)	1,093 件※1
うち、ヤングケアラー関連の相談	226 件※2

※1 相談に対応した支援者の数で算出した場合:1,654 件

※2 相談に対応した支援者の数で算出した場合:354 件

図表 3-6 相談窓口、相談ルートごとの内訳(相談ルートについては重複含む)

窓口の種類	内訳	件数
	電話	55 件※1
窓口の種類	SNS	0 件
	対面	171 件※2
	その他(具体的に) ()	件
相談ルート	本人	27 件
	家族・親族	69 件
	児童福祉関係機関	134 件
	福祉関係機関(生活福祉・障害福祉・高齢者福祉)	
	保健医療関係機関	
	地域の施設・地域関係者等	0 件
	その他(具体的に) (学校)	127 件

※1 相談に対応した支援者の数で算出した場合:57 件

※2 相談に対応した支援者の数で算出した場合:297 件

(上記以外の項目は、件数に差異なし)

(3)市民やこどもにおけるヤングケアラーの認知度や周知状況等

市民に周知するために実施した取り組み

- ・ヤングケアラー支援研修の実施
- ・ヤングケアラーに関するチラシの作成および配布

③ 認知度の状況

- 令和 5 年度ヤングケアラー事業として、4 月にヤングケアラーへの理解を促す動画研修、8 月に事例を踏まえた動画研修を実施し、その後、学校管理職・教職員へアンケートを実施。回答は以下のとおり。
- 教職員 630 人中 463 人がアンケートに回答した。(回答率 74%)
- 約半数の教員がヤングケアラー(疑いも含め)が存在すると実態把握していた。
- 地域の相談役である民生委員・主任児童委員など関係機関に関わる方向けに研修を開催した。本市の人口に対して約 1.5%の市民が理解、認知したと思われる。

3-2-3 「つなげる」に関する活動状況

(1)自治体に寄せられる報告の状況

- 2023 年度に、市に報告された児童数は 326 人で、そのうちヤングケアラーと思われる児童は 54 人(モデル事業経由は 27 人)であった。そのうち、ヤングケアラーと判断された児童は 15 人(モデル事業経由は 7 人)で、15 人のうち 10 人(モデル事業経由は 2 人)を要対協に登録している。

図表 3-7 自治体に報告された児童数

	モデル事業前 (R4.1～R4.12)	2023 年度 (R5.4～R6.3) ()内はモデル事業経由
自治体に報告された児童数 ※1	134 人	326 人
うち、ヤングケアラーと思われる児童数(疑い含む)	17 人※2	54 人(27 人)
うち、ヤングケアラーと判断された児童数	算出困難	15 人(7 人)
うち、要対協に登録した児童数	算出困難	10 人(2 人)

※1 ヤングケアラー以外も含む。モデル事業前は「自治体に報告された児童数(気になる児童数)」

※2 スクールソーシャルワーカーから寄せられたヤングケアラー疑いの児童数は 12 人

(2)ヤングケアラー支援における関係機関との情報共有状況

ヤングケアラーと判断された児童それぞれの支援に向けた会議(個別ケース検討会議等)の参加者

- ヤングケアラーと判断された児童それぞれの支援に向けた会議(個別ケース検討会議等)に参加し、情報共有する組織・団体名は以下のとおり。

新居浜市こども未来課・発達支援課、各小学校・中学校、保健センター
東予子ども・女性支援センター放課後等デイサービス各事業所、相談支援各事業所、各保育所及び幼稚園等、訪問介護事業所、県立及び私立高等学校、特別支援学校。

(参考)

(モデル事業前)要対協への参加機関

国又は地方 公共団体の 機関	愛媛県新居浜警察署(生活安全課)、愛媛県東予子ども・女性支援センター(児童相談所)、愛媛県西条保健所、愛媛県東予地方局 健康福祉環境部 健康増進課、松山地方法務局西条支局、新居浜市教育委員会(事務局 学校教育課／発達支援課)、新居浜市 市民環境部 男女参画・市民相談課(DV 相談関係)、新居浜市 福祉部 保健センター／こども局 子育て支援課、西条人権擁護委員協議会、新居浜市民生児童委員協議会 新居浜市福祉事務所
法人	一般社団法人新居浜市医師会、新居浜市歯科医師会、新居浜市公私立幼稚園協会、新居浜市保育協議会、えひめ権利擁護センター新居浜(スクールソーシャルワーカー)

(3)要対協に登録した児童数について、ヤングケアラーの分類別の人数

- ヤングケアラーの分類内訳としては、要対協に登録した児童数では、「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」「家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている」「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」などとなっている。

図表 3-8 ヤングケアラー分類別、ヤングケアラーと判断した／要対協に登録した児童数

		ヤングケアラーと判断した児童数	要対協に登録した児童数
	障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	2 人	2 人
	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている	9 人	4 人
	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている	1 人	1 人
	目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	0 人	0 人
	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている	1 人	1 人
	家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている	3 人	3 人
	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している	0 人	0 人
	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている	0 人	0 人
	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	1 人	1 人
	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている	0 人	0 人
その他 (養育能力の低い家族に代わり家事をやっている)		0 人	0 人
不明/分類不可		0 人	0 人

3-2-4 「支援する」に関する活動状況

(1) 支援計画等の作成状況

ヤングケアラー児童に関する計画の作成状況

- 2023 年度において、ヤングケアラー児童に関する支援計画を作成した件数は 4 件／15 件、支援計画やサポートプラン以外の計画（アセスメントシート、カンファレンスシート）を作成した件数は、6 件／15 件となっている。

図表 3-9 ヤングケアラー児童に関する計画の作成件数

ヤングケアラー児童に関する計画		モデル事業前 (R4.1～R4.12)	2023 年度作成件数 (R5.4～R6.3)
支援計画		算出困難	4 件／15 件
サポートプラン			0 件
支援計画やサポートプラン以外の計画※			6 件／15 件
	➡※具体的な計画の概要		
	・アセスメントシート(アセスメントの要約:支援課題・課題の背景と支援の方向性・スト レングス) ・カンファレンスシート(短期的な支援目標・課題に添った役割分担・目標・支援内容・ 担当機関)		

④ 計画の策定に至らない児童以外への対応

- ヤングケアラー支援計画等の策定に至らない児童に対しては、要対協個別ケース検討会議にて、見守り体制をつくり、児童へ役割分担を実施している。

(2)支援実施状況

- 2023 年度にヤングケアラーと判断した児童 15 人のうち、介入・諸手続等の具体的なサポート等を行っているケースは 8 件、具体的サポート等を行っていないが継続的に話を聞いたり見守りを行っているケースは 7 件となっている。

図表 3-10 ヤングケアラーと判断した児童の状況

①介入・諸手続等の具体的なサポートやサービスの提供※等を行っているケース数	8 件
②上記の具体的サポート等を行っていないが、継続的に話を聞いたり、見守りを行っているケース数	7 件
③その他 ()	0 件

※自治体が予算化して実施している事業や、民間支援機関による支援など

- ・(家庭への支援)家事支援、レスパイト、介護サービス等
- ・(児童への支援)学習支援、食事提供等

(3)児童・家族の意思確認状況

- ヤングケアラーとして要対協に登録された児童、及びその家族との意思の確認状況等について、児童、家族共に、「概ねできている(概ね 5～7 割)」となっている。
- 支援対象となる児童と話ができているかについては、ヤングケアラーと判断した児童 15 人のうち 6 人と話ができている。
- 支援対象となる児童の家族と話ができているかについては、ヤングケアラーと判断した児童 15 人のうち 7 人の児童家族と話ができている。

図表 3-11 児童・家族の意思確認状況

	モデル事業前 (R4.1～12)	2023 年度 (R5.4～R6.3)
児童と話ができているか		概ねできている(概ね 5～7 割)
要対協登録児童数のうち、 話ができている支援対象児童数※	13 人／17 人	6 人／15 人
家族と話ができているか		概ねできている(概ね 5～7 割)
要対協登録児童数のうち、 話ができている支援対象家族数	8 人／17 人	7 人／15 人

4【東京都府中市】 取り組み状況調査

(人口:259,924人⁷、年少人口:32,557人⁸、面積:29.43km²)

4-1 取り組み概要

4-1-1 モデル事業 実施体制

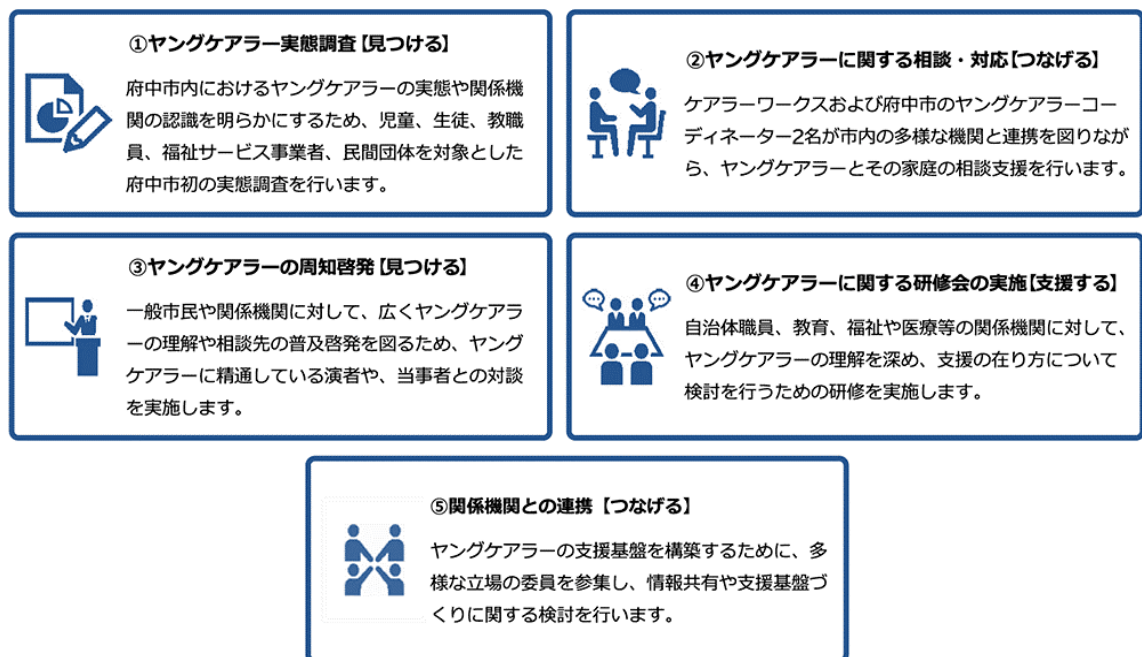
(1)事業概要

事業名:府中市ヤングケアラープロジェクト

支援対象団体名:一般社団法人ケアラーワークス

事業概要:ケアラーワークス、府中市子ども家庭支援課(子育て世代包括支援センター「みらい」)、関係機関等が連携をしながら、ヤングケアラーの発見、相談、支援を実施していく。

図表 4-1 モデル事業概要図



資料:ケアラーワークス提供

(2)支援方針(支援対象者の設定・定義)

⁷ 令和5年1月1日時点。

(<https://catalog.data.metro.tokyo.lg.jp/dataset/t132063d00000000002/resource/da615bd5-c969-407e-9c5b-1fb752a648cd>)

⁸ 令和5年1月1日時点。

(<https://catalog.data.metro.tokyo.lg.jp/dataset/t132063d00000000002/resource/da615bd5-c969-407e-9c5b-1fb752a648cd>)

- 一般社団法人日本ケアラー連盟の定義により、支援するヤングケアラーを「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている、18歳未満の子どものこと」としている。
- また、18歳を過ぎてもケアが続くことがあるため、年齢にかかわらず、「若者ケアラー」についてもケアラーを支える仕組みが必要であることを、パンフレット等で表明している。

(3)支援体制(図表 4-1 参照)

- 市子育て世代包括支援センターとケアラーワークスが中心となって「府中市ヤングケアラープロジェクト」を推進する。
- ヤングケアラー支援の専門機関であるケアラーワークスが参加することで、専門的知見を得ながら、ヤングケアラーを見つけ、つなぎ、支援する体制を整備する。ケアラーワークスとしても、これまではオンラインでの相談活動(ピアサポート)を中心に活動してきたが、本モデル事業により具体的支援活動に取り組めるようになる。
- ケアラーワークスと市子育て世代包括支援センターにヤングケアラーのための相談窓口を設置し、ヤングケアラーコーディネーターを配置することで、双方で連携しながら対応する体制を構築する。
- ヤングケアラー支援に関する体制整備、サービス創出・拡充を目的に、「府中市ヤングケアラーネットワーク会議」を設置し、委員についてはヤングケアラーに関する学識経験者、市関係課、福祉・教育・民間団体等から選出する。

4-1-2 モデル事業の目的・期待効果(※モデル事業開始時点)

(1)目的・目標

- 家族のケアを担っている児童や若者、ケアを必要としている家族が「話をしてよかった」と安心してもらえるように、当事者の想いに寄り添い、声に耳を傾けていく。
- 多様な立場の人や地域の支援団体がともにスクラムを組み、一丸となって、ケアラーにやさしく、より魅力的で暮らしやすい府中市になることを目指す。
- 市と日本財団で協定を締結・実施する「ヤングケアラーとその家族に対する包括的支援推進自治体モデル事業」の中で、「府中市ヤングケアラープロジェクト」を立ち上げ、市と、ヤングケアラー支援の専門機関である一般社団法人ケアラーワークスが協働して、ヤングケアラー支援を進める。
 - 実態調査：市におけるヤングケアラーの実態や支援関係機関の認識を明らかにするため児童・生徒、教員、福祉や介護のサービス事業者等を対象に実態調査を行う。
 - 相談支援：ケアラーワークス及び市子育て世代包括支援センターのヤングケアラーコーディネーターが、多様な機関と連携を図りながら、ヤングケアラーとその家族の相談支援を行う。
 - 研修会の実施：自治体職員、教育・福祉・医療等の関係機関に対して、ヤングケアラーの理解を深め、支援のあり方について検討を行うための研修を実施する。

- 周知啓発：一般市民や関係機関に対して、広くヤングケアラーの理解や、相談先の普及啓発を図るため、SNS 等を使った周知活動や講演会を実施する。
- 関係機関との連携：ヤングケアラーの支援基盤を構築するために、多様な立場の委員を参集し、情報共有や支援基盤づくりに関する検討を行う。

(2)期待効果

- これまでは、ネグレクト等の虐待や養育困難家庭を把握する中で、ヤングケアラーのケースを見つけてきたが、モデル事業では、ヤングケアラーという視点での児童発見を目指す。
- これまでは、ケースを把握した学校や関係機関から市子育て世代包括支援センターへ連絡していたが、モデル事業では、市子育て世代包括支援センターに加えて、ケアラーワークスも相談・連絡先に加えることで、相談体制の充実や連絡ルートの拡充を図る。また、ヤングケアラーに特化した相談窓口や SNS 相談を設置したことで、特にヤングケアラー本人から、気軽に相談が寄せられることを期待する。
- これまでは、要対協で個別ケース検討会議等を実施し、関係機関と情報共有・役割分担したうえでサービスにつなげる等の支援を行ってきたが、モデル事業では、これにケアラーワークスを加えることで、ヤングケアラー支援の専門的知見を得ながら、支援対応を検討・実施していく。

4-2 2023 年度(初年度)の実施状況調査

2023 年度(初年度)のモデル事業の活動状況について、下記に整理する。

4-2-1 モデル事業の連携基盤について

- 2023 年度時点で、モデル事業において、ヤングケアラー支援で、連携・協力できている庁内部署、また庁外の組織や団体は以下のとおり。

図表 4-2 連携・協力できている組織

庁内部署	府中市子ども家庭部、府中市福祉保健部、府中市市民協働推進部、府中市教育部
各組織・団体名	府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市助産師会、東京都多摩府中保健所、東京都立多摩総合医療センター、東京都立小児総合医療センター、東京都多摩児童相談所、社会福祉法人多摩同胞会、府中市社会福祉協議会、府中市教育委員会、府中市立小・中学校、保育所、府中市内私立小・中学校、保育園及び幼稚園、府中市内都立学校、警視庁府中警察署、東京法務局府中支局、府中市子ども家庭部、府中市福祉保健部、府中市市民協働推進部、特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人であって市内で子育て支援等を行う者、その他児童福祉に関連する職務に従事する者及び市長が協議会の構成員として必要と認めた者

4-2-2 「気づく」に関する活動状況

(1) 意識啓発等を目的とした研修会等の実施状況

① 実施内容及び研修効果

- 2023 年度の研修は、行政職員、介護・福祉事業者、教育関係者、地域包括支援センター等へのヤングケアラー支援に関する研修を以下のとおり実施した。計 3 回開催し(うち 1 回はオンデマンド研修)、延べ参加者人数は 156 人であった。

図表 4-3 2023 年度(初年度)研修会の実施状況

回	時期	主な対象者	研修内容	研修効果	参加者数
1	R5.12.12	<u>行政職員向け研修</u>	ヤングケアラーに関する基礎的な情報、府中市の実態、当事者の語り、行政としての対応について	基本的な理解をすることができる、ヤングケアラーについての現状を知ることができた	52 人
2	R5.12	<u>行政職員向け研修</u> <u>介護・福祉事業者向け研修</u> <u>教育関係者向け研修</u> <u>地域包括支援センター向け研修</u>	オンデマンド動画を配信(12 月 1 日～1 月 24 日)し、ヤングケアラーに関する基礎的な情報、府中市の実態、当事者の語りを収録	基本的な理解をすることができる、業務に関連づけて対応ができる	79 人
3	R6.2	<u>行政職員向け研修</u> <u>介護・福祉事業者向け研修</u> <u>教育関係者向け研修</u> <u>地域包括支援センター向け研修</u>	当事者の語りを聞いた後、グループでの事例検討を行った	当事者の心情の理解、対応方法や多機関の連携について理解を深めることができた	25 人

(2)相談窓口の設置・運営状況

- 相談窓口は、2名(常勤1名、非常勤1名)のヤングケアラーコーディネーターで運営。
- 2023年度に寄せられた相談件数は5件、うちヤングケアラー関連の相談は4件であった。
- 電話相談は4件、SNS相談1件、また4件は要対協ケースであったため、市子育て世代包括支援センターからの依頼であった。
- 15件のうち、児童福祉関係機関から4件、当事者から3件、福祉関係機関、保健医療関係機関、学校教諭から各2件、家族・親族、地域の施設・地域関係者等から各1件となっている。

図表 4-4 相談窓口の運営体制(ケアラーワークス)

相談員の種別	人数	相談員の職種	保有資格
常勤の相談員	1人	ヤングケアラーコーディネーター	社会福祉士・介護福祉士
非常勤の相談員	1人	ヤングケアラーコーディネーター	社会福祉士

図表 4-5 相談窓口への相談件数

	2023年度 (R5.4～R6.3)
相談窓口への相談件数	9件
うち、ヤングケアラー関連の相談	4件

図表 4-6 相談窓口、相談ルートごとの内訳

	内訳	件数
窓口の種類	電話	4件
	SNS	1件
	対面	0件
	その他(具体的に) (要対協ケースのため、市子育て世代包括支援センターからの依頼)	4件
相談ルート	本人	1件
	家族・親族	0件
	児童福祉関係機関	4件
	福祉関係機関(生活福祉・障害福祉・高齢者福祉)	1件
	保健医療関係機関	1件
	地域の施設・地域関係者等	1件
	その他(具体的に) (SSWから)	1件

(3) 市民や子どもにおけるヤングケアラーの認知度や周知状況等

① 市民に周知するために実施した取り組み

- ・ヤングケアラー啓発イベント(2024年3月実施)
- ・地域の祭りでヤングケアラーに関するポスターを掲示(福祉まつり、協働まつり、商工まつり)
- ・学校や関係機関にヤングケアラーに関するポスター掲示依頼

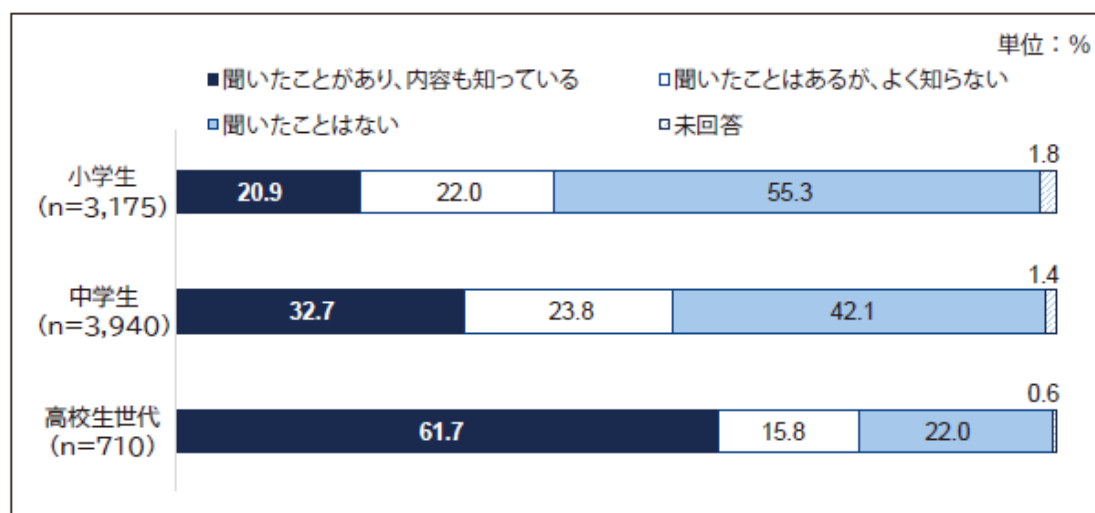
② 認知度の状況

- 市民全体の認知度は把握していない。
- 子ども対象には、『府中市ヤングケアラー実態調査(令和5年8月～10月実施)』の児童・生徒調査において、ヤングケアラーの認知状況等を尋ねている。結果は以下のとおり。

【ヤングケアラーという言葉と内容に対する認知状況(問30)】

- 「聞いたことはない」が小学生(55.3%)・中学生(42.1%)では最多となっているが、高校生世代では「聞いたことがあり、内容も知っている」が最多(61.7%)となっている。
- 小学生では続いて「聞いたことはあるが、よく知らない」(22.0%)「聞いたことがあり、内容も知っている」(20.9%)の順となっているが、中学生では逆の順番となっている。
- 学年が上であるほどヤングケアラーという言葉と内容に対し認知している児童・生徒の割合が高いことが考えられる。

図表 4-7 ヤングケアラーという言葉と内容に対する認知状況(問30)

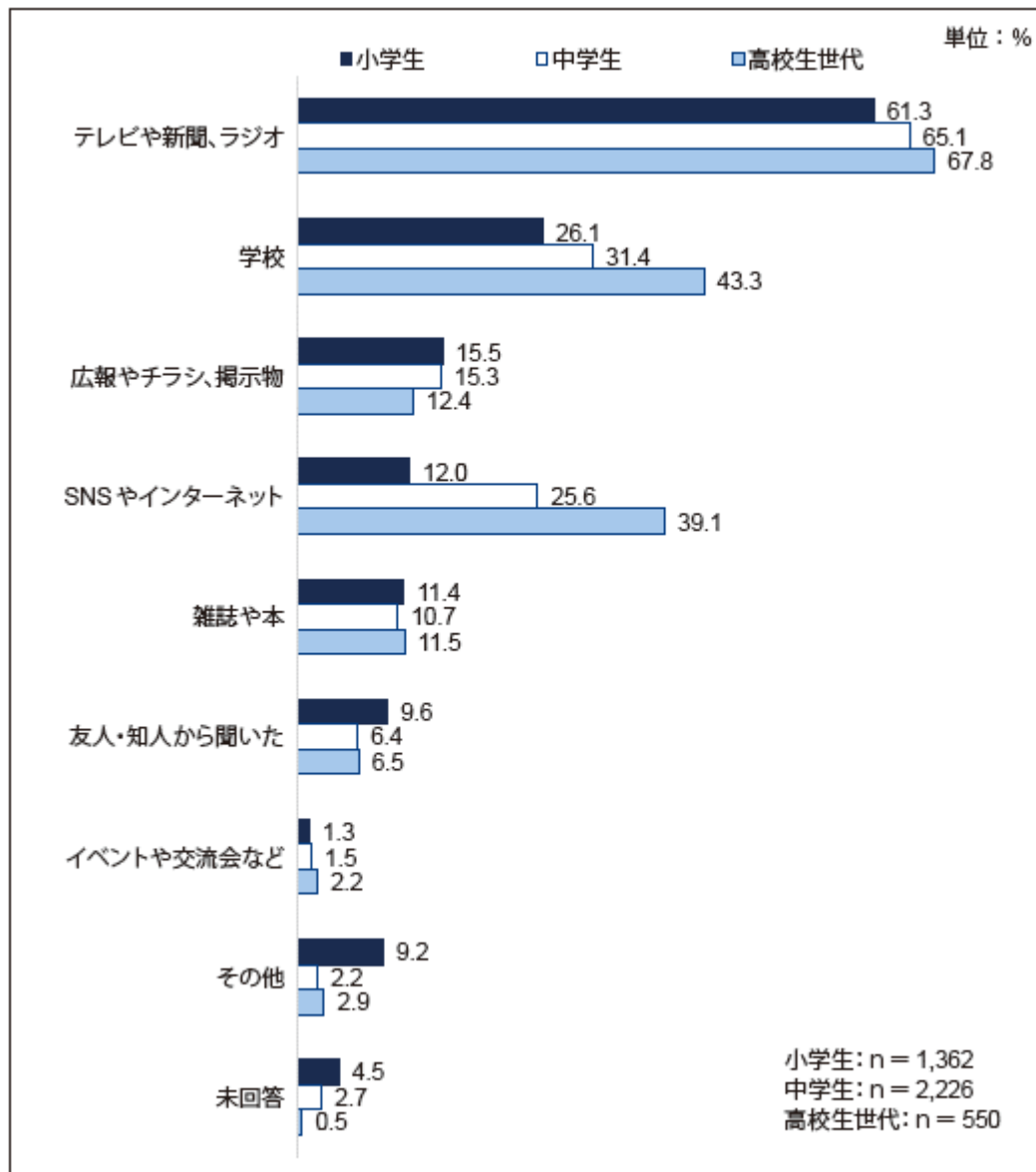


資料：一般社団法人ケアラーワークス・府中市「府中市ヤングケアラー実態調査」

【ヤングケアラーという言葉を知ったきっかけ(認知経路)(問 31)】

- 小学生(61.3%)・中学生(65.1%)・高校生世代(67.8%)すべてで「テレビや新聞、ラジオ」、続いて小学生(26.1%)・中学生(31.4%)・高校生世代(43.3%)すべてで「学校」となっている。
- 小学生では 3 番目に「広報やチラシ、掲示物」(15.5%)だが、中学生(25.6%)と高校生世代(39.1%)では「SNS やインターネット」である。

図表 4-8 ヤングケアラーという言葉を知ったきっかけ(認知経路)(問 31)



資料：一般社団法人ケアラーワークス・府中市「府中市ヤングケアラー実態調査」

4-2-3 「つなげる」に関する活動状況

(1) 自治体に寄せられる報告の状況

- 2023 年度に、市子育て世代包括支援センターに報告された児童数は 1,668 人で、そのうちヤングケアラーと思われる児童(ヤングケアラーと判断された児童及び要体協に登録した児童)は 24 人(モデル事業経由は 2 人)であった。

図表 4-9 自治体に報告された児童数

	モデル事業前 (R4.1～R4.12)	2023 年度 (R5.4～R6.3) ()内はモデル事業経由
自治体に報告された児童数 ※	1,646 人	1,668 人
うち、ヤングケアラーと思われる児童数(疑い含む)	21 人	24 人(2 人)
うち、ヤングケアラーと判断された児童数	21 人	24 人(2 人)
うち、要対協に登録した児童数	21 人	24 人(2 人)

※ヤングケアラー以外も含む。モデル事業前は「自治体に報告された児童数(気になる児童数)」

(2) ヤングケアラー支援における関係機関との情報共有状況

- ① ヤングケアラーと判断された児童それぞれの支援に向けた会議(個別ケース検討会議等)の参加者
- ヤングケアラーと判断された児童それぞれの支援に向けた会議(個別ケース検討会議等)に参加し、情報共有する組織・団体名は以下のとおり。

公立小学校、公立中学校、教育センター(SSW)、地域包括支援センター、児童相談所、病院、府中市福祉保健部(生活福祉課・障害者福祉課)

(参考)

(モデル事業前) 要対協参加機関

市医師会、市歯科医師会、市助産師会、都多摩府中保健所、都立多摩総合医療センター、都立小児総合医療センター、都多摩児童相談所、社会福祉法人多摩同胞会、市社会福祉協議会、市教育委員会、市立小学校、中学校、保育所、市内都立学校、警視庁府中警察署、東京法務局府中支局、市子ども家庭部、市福祉保健部、市市民協働推進部、特定非営利活動法人で市内で子育て支援等を行う者、市長が認めた者

- ② 個別ケース検討会議以外で、ヤングケアラー支援に関する固有の会議体
- 個別ケース検討会議以外で、ヤングケアラー支援に関する固有の会議体「府中市ヤングケアラーネットワーク会議」を持ち、概要は以下のとおり。

図表 4-10 固有の会議体の概要

会議体名	府中市ヤングケアラーネットワーク会議
位置づけ	○ネットワーク会議は、議長及び委員をもって組織する。 ・議長は、委員の互選とする。 ・委員は、ヤングケアラーに関しての学識経験者、市町村のほか、福祉、教育、民間団体等から府中市子ども家庭支援部子ども家庭支援課と一般社団法人ケアラーワークスが協議し、選任する。 ○ネットワーク会議は、議長が招集し、これを主宰する。ただし、議長不在のときは、一般社団法人ケアラーワークスが招集する。 ○ネットワーク会議の庶務は、一般社団法人ケアラーワークスが行う。
目的	ヤングケアラー支援について検討するため
主な協議事項	1 ヤングケアラーの支援に関する地域における支援体制整備について 2 ヤングケアラーの支援に資する公的サービス以外の生活支援サービスの創出・拡充及びその提供体制づくりについて 3 その他、ヤングケアラー支援について必要な事項
年間開催回数	3回(2023年度)
主な参加者	学識経験者、ヤングケアラー経験者、こどもの居場所等実践団体、ケアラー支援、民生委員・児童委員、医療関係機関、社会福祉協議会、府中市(事務局:府中市子ども家庭支援課、一般社団法人ケアラーワークス)

(3)要対協に登録した児童数について、ヤングケアラーの分類別の人数

- ヤングケアラーの分類内訳としては、「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」が多くなっている。

図表 4-11 ヤングケアラー分類別、ヤングケアラーと判断した／要対協に登録した児童数

		ヤングケアラーと 判断した児童数	要対協に 登録した児童数
	障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	8 人	8 人
	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている	6 人	6 人
	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている	2 人	2 人
	目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	2 人	2 人
	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている	2 人	2 人
	家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている	1 人	1 人
	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している	0 人	0 人
	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている	1 人	1 人
	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	1 人	1 人
	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている	0 人	0 人
	その他 (養育能力の低い家族に代わり、家事をしている)	1 人	1 人
	不明/分類不可	0 人	0 人

4-2-4 「支援する」に関する活動状況

(1) 支援計画等の作成状況

① ヤングケアラー児童に関する計画の作成状況

- 2023 年度において、ヤングケアラー児童に関する支援計画を作成した件数は 6 件／24 件となっている。

図表 4-12 ヤングケアラー児童に関する計画の作成件数

ヤングケアラー児童に関する計画	モデル事業前 (R4.1～R4.12)	2023 年度作成件数 (R5.4～R6.3)
支援計画	5 件／21 件	6 件／24 件
サポートプラン		0 件
支援計画やサポートプラン以外の計画		0 件

② 計画の策定に至らない児童以外への対応

- 受理時及び 3 か月後に支援方針を会議で見直し、進行管理している。

(2) 支援実施状況

- 2023 年度にヤングケアラーと判断した児童 24 人のうち、介入・諸手続等の具体的なサポート等を行っているケースは 7 件、具体的サポート等を行っていないが継続的に話を聞いたり見守りを行っているケースは 17 件となっている。

図表 4-13 ヤングケアラーと判断した児童の状況

①介入・諸手続等の具体的なサポートやサービスの提供※等を行っているケース数	7 件
②上記の具体的サポート等を行っていないが、継続的に話を聞いたり、見守りを行っているケース数	17 件
③その他 ()	0 件

※自治体が予算化して実施している事業や、民間支援機関による支援など

- ・(家庭への支援)家事支援、レスパイト、介護サービス等
- ・(児童への支援)学習支援、食事提供等

(3) 児童・家族の意思確認状況

- ヤングケアラーとして要対協に登録された児童、及びその家族との意思の確認状況等について、児童、家族共に、「多くのケースでできている(概ね 8 割以上)」となっている。
- 支援対象となる児童と話ができているかについては、ヤングケアラーと判断した児童 24 人のうち 19 人と話ができている。
- 支援対象となる児童の家族と話ができているかについても、ヤングケアラーと判断した児童 24 人のうち 19 人の児童家族と話ができている。

図表 4-14 児童・家族の意思確認状況

	モデル事業前 (R4.1～12)	2023 年度 (R5.4～R6.3)
児童と話ができているか		多くのケースでできている (概ね 8 割以上)
要対協登録児童数のうち、 話ができている支援対象児童数※	2 人／4 人	19 人／24 人
家族と話ができているか		多くのケースでできている (概ね 8 割以上)
要対協登録児童数のうち、 話ができている支援対象家族数	1 人／4 人	19 人／24 人

(4) 居場所の設置・運営状況

- 2023 年度末時点での、ヤングケアラー等を対象とした居場所(オンライン含む)の設置はない。

5 まとめ

5-1-1 初年度の成果

本モデル事業の初年度において、各自治体は「気づく」「つなげる」「支援する」の3つの活動を軸に、地域においてヤングケアラーと家族を支える支援体制を構築した。まず、「気づく」活動では、居場所を通じた子どもとの交流・困りごとに気づくことのできる関係づくり(大村市)、チェックシートを用いた教員との情報共有やスクールソーシャルワーカーの巡回訪問(新居浜市)、市内における実態調査(府中市)などを通じて、ヤングケアラーの実態把握が進んだ。次に、「つなげる」活動では、要対協の活用(3市共通)やネットワーク会議の設置(府中市)により、関係機関との協働体制が確立された。「支援する」活動では、個別支援計画の作成や相談支援の拡充が図られ、新居浜市では高校生への支援も可能となった。

5-1-2 各市の個別課題、3市に共通する課題

3市に共通して聞かれた課題感として、①関係機関間の情報共有・連携に向けた仕組みの整備、②家族や本人が必ずしも支援を望んでいないケースにおいて、本人に寄り添いながら対応するためのアプローチの工夫などが挙げられる。また、あったほうが良いサービスとして家事・育児支援、送迎支援などが挙げられた。

5-1-3 次年度に向けた改善策と取り組み方針※

初年度の取り組み結果を踏まえ、次年度は以下2点の取り組みを実施していく。

(1) ヤングケアラー支援に関する情報共有の場の設定

今年度は、3自治体の自治体及び民間支援団体の関係者が集まる「ヤングケアラー支援に係る自治体モデル3自治体合同ミーティング」を1回開催した。合同ミーティングにおいては、研修会の進め方や関係機関とのネットワーク会議の作り方、学校や医療機関等との関係の構築方法から、ヤングケアラー児童・家庭への訪問方法、当事者や関係者の理解・行動を得るためには「ヤングケアラー」の語を使った方がよいか否か等に至るまで、各自治体の取り組みや支援の在り方について活発な意見交換がなされた。今後も、自治体モデル事業の推進の上で、うまくいった／うまくいかなかった活動・方法をモデル自治体同士で議論する場や、他地域において先進的なヤングケアラー支援に取り組む事例等についての情報を得られる場をつくっていくことが求められる。次年度は、モデル事業を実施する3自治体以外の自治体等も巻き込んだかたちでのネットワーク会議の場を設定することで、ネットワークの拡大を図る。

(2) “支援する”活動の充実に向けた、関係者による事例検討の場の設定

モデル事業の初年度においては、“気づく”、“つなげる”活動に重点が置かれ、まずは支援の体制を整備していく期間となった。一方、その後の“支援する”活動については、自治体モ

デル事業全体としての事例の検討・集積の場を設けることはできていない。

全国児童家庭支援センター協議会「[児童家庭支援センターによるヤングケアラー支援の実施
および検証事業報告書](#)」では、各地の児童家庭支援センターがそれぞれヤングケアラーに関する架空の支援ケースを持ち寄り、ケーススタディをおこなっている。

次年度は上記の取り組みに学び、本モデル事業関係者による事例検討を通じた意見交換の場を設けることで、どのような目標・役割分担・タイミングで制度を活用し、支援につなげていくのか等について、知見を蓄積していくことを目指す。

(※令和 5 年 12 月『ヤングケアラーとその家族に対する包括的支援推進自治体モデル事業に係る取り組み状況報告書【初回調査】』(発行:日本財団 調査:リベルタス・コンサルティング)における調査結果をもとに作成)